

計量法施行規則の一部を改正する省令等（案）について ＜改正の概要＞ 公布日：平成29年9月（予定）

(1) 指定検定機関の指定に器差検定を中心に行う区分を追加【施行日：平成30年4月1日（自動はかりの区分は別の日に施行）】

①器差検定を中心とした指定検定機関の指定申請が可能に

＜区分＞

- ・非自動はかり
- ・自動はかり（4器種）
- ・燃料油メーター（一部のもの）

＜固有の要件＞

- ・一般計量士3名以上含む6名以上で要件を満たす者が検定を実施
- ・地域ブロックでの指定が可能など

②指定検定機関の中立性・独立性の担保

中立性・独立性を担保する観点から基準を規定

- ・検定を受ける者が指定検定機関の親法人でないこと
- ・検定の実施部門が部門として独立し、役員・職員は、検定の実施部門と検定を受ける者の検定に影響を与える他の部門を兼ねないこと、など

(2) 自動はかりに関する所要の見直し【施行日：平成29年10月1日】

①製造及び修理事業の届出区分に自動はかりの区分を5項目追加

- ・ホッパースケール
- ・充填用自動はかり
- ・コンベヤスケール
- ・自動捕捉式はかり
- ・その他の自動はかり

②経過措置

すでに使用されている自動はかりについては、その旨の証を検定時に検定証印にあわせて付する（※構造検定の一部を省略予定）

- ・自動捕捉式はかり：平成37年(2025年)3月31日までに付する
- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、

コンベヤスケール：平成38年(2026年)3月31日までに付する

③自動はかりを使用するすべての適正計量管理事業所での届出

計量管理の方法等の届出が必要なため、一定の届出期間を設定

(3) 型式承認の試験成績書の受入れ【施行日：平成29年10月1日】

産業技術総合研究所が行っている非自動はかりの型式承認において、以下①・②のいずれかが発行した試験成績書の全部又は一部を書面の審査として受入れ可能に

①NITEによるISO/IEC17025の認定を受けた試験所

②OIML加盟国の型式承認機関

（※あわせて、試験成績書を添付した場合の減額について規定）

(4) 一般計量士の資格認定コースの実務経験期間の短縮

資格認定に必要な実務経験期間を、現行の5年から、最短2年（質量に係る計量）とする。

(5) 電磁的記録媒体による提出の導入

JCSS, MLAP, その他計量法関連における申請手続において、CD-R、DVD-Rによる提出が可能に

(6) 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

- ・和暦表記を改め、西暦表記へ（平成31年に西暦へ統一）
- ・自治体等ははり付け印を選択可、指定検定機関ははりつけ

印へ移行



(7) 指定製造事業者へのISO9001の活用

指定製造事業者の指定における品質管理基準をISO9001へ整合、指定に際しISO9001認証結果の活用が可能に

(※その他の省令改正（下記の事項等を改正）

・基準器検査の申請の際に添付できるJCSS校正証明書の有効期間（30日以内）を明確化

・JCSS登録区分「時間及び周波数」に「回転速度」を追加